

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により  
県営土地改良事業大沼（大）地区（農業用用排水施設整備事業）緊急耐震工事計  
画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により  
公告し、及び当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 縦覧期間  
令和三年六月二十八日から  
令和三年七月二十八日まで
- 二 縦覧場所  
吉見町役場